

## 納付勧奨業務（訪問催告）の民間委託事例調査について

平成 21 年 3 月 25 日  
官民競争入札等監理委員会事務局

当事務局において、納付勧奨業務（訪問催告）を民間委託している 2 自治体よりヒアリングを行った。概要は、以下のとおり。

1. ヒアリング対象地方公共団体名等

自治体名	地方税名等	受託事業者	事業開始時期
大田区	特別区民税・都民税、国民健康保険料	(株)ベルシステム 24	平成 20 年 10 月から
浜松市	市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険料	(株)もしもしホットライン	平成 19 年 10 月から

2. 訪問催告を民間委託することとした理由

- ・電話番号の補足率が低い。
- ・居住確認調査を行う必要がある。

3. 納付額の増加等の効果

- ・民間委託による増加を測定することは困難。
- ・会話率、納付率は民間委託前と比べ増加。

4. 弁護士法第 72 条（弁護士以外の請求行為禁止）に抵触しないための措置等

- ・あくまでも案内、滞納のお知らせに留めている。

5. その他

- ・訪問時には、必要最小限の情報を携帯し、カバンへ GPS 装置の取り付け等の措置を講じている。
- ・集金業務は行っていない。